

## 肉用牛の放牧における衛生対策のご紹介

家畜改良センター鳥取牧場では、春から秋にかけて近隣の放牧地を利用して、妊娠牛の放牧を実施しています。放牧中、牛は自然に近い形で自由に採食し、運動することで、ストレスも少なくなるため、健康増進につながります。放牧は、人にとって省力化が図られる有効な飼養管理方法ですが、気を付けないと放牧中の事故につながるリスクもあります。今回は当场で放牧期間中に実施している衛生対策をご紹介します。



### \* 小型ピロプラズマ症対策

放牧時に一番に問題となるのが小型ピロプラズマ症です。小型ピロプラズマは牛の赤血球に寄生する寄生虫(原虫)で、マダニを介して牛に感染します。重度感染すると貧血、黄疸、妊娠牛では流産を引き起こします。当牧場の放牧地においてもマダニが確認されており、小型ピロプラズマ症による事故を防止するために、マダニ対策と定期的な血液検査を実施しています。

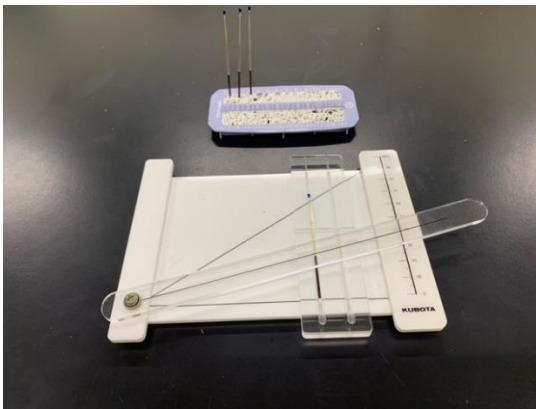
放牧期間中はダニ対策の為に2週間間隔で殺虫剤の塗布(フルメトリン製剤)、1か月間隔でダニ駆除効果のある寄生虫駆除薬(イベルメクチン製剤)の塗布と血液検査(貧血確認の為にヘマトクリット値測定、ピロプラズマ寄生確認の為に血液塗抹鏡検)を実施しています。血液検査で重度の貧血やピロプラズマ原虫の寄生が確認される個体については早期に退牧するようにしています。



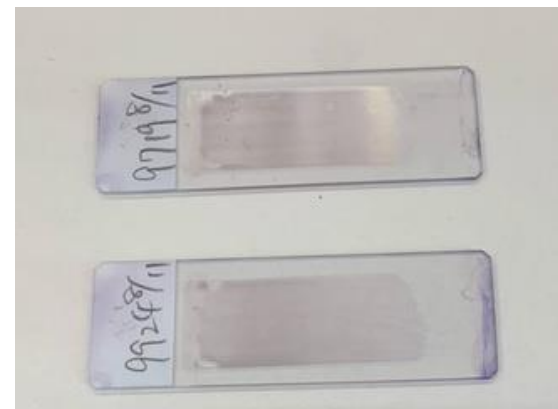
採血



殺虫剤の塗布(ポアオン)



マイクロヘマトクリット管による  
ヘマトクリット値測定



血液塗抹標本  
(鏡検し、ピロプラズマ寄生の有無を確認)

#### \* 牛伝染性リンパ腫対策

牛伝染性リンパ腫も放牧で問題となる伝染性疾病の一つであり、届出伝染病に指定されています。万が一感染牛が居た場合には、放牧することにより放牧地に発生するアブやサシバエを介して同居牛に伝染してしまいます。当场では年1回6か月齢以上の牛全頭を対象とした牛伝染性リンパ腫の定期検査(ELISA 法)を実施しており、放牧牛を含めて全頭の陰性を確認し、放牧を介したまん延防止に努めています。

#### \* その他

令和2年に農林水産省が定める飼養衛生管理基準が改正となり、放牧について、「放牧制限の準備」という項目が追加されました(施行は令和3年10月)。当场の放牧地では既設の牛舎と牧柵を利用した避難用設備を準備し、有事(※)に備えています。また、放牧中の飲水については清潔な井戸水を給与し、湧き水などの飲用に適していない水を牛が飲まないよう牧柵の配置等を工夫しています。

※これは、知事が家畜伝染病のまん延防止に必要な場合に指示する放牧の制限に備えるものです。



放牧制限時の避難用設備  
(平時は放牧牛の追い込み場所として使用)

(以上)